

議員全員協議会会議録

令和7年5月22日

宮 古 市 議 会

令和7年5月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(5月22日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
散 会	13

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和7年5月22日（木曜日） 午後2時57分

場 所

議事堂 議場

○

事 件

〔協議事項〕

（１）宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて（２回目）

出席議員（１９名）

１番 佐々木真琴君
３番 水木高志君
６番 古舘博君
８番 今村正君
１０番 木村誠君
１２番 小島直也君
１４番 伊藤清君
１９番 松本尚美君
１８番 落合久三君
２２番 橋本久夫君

２番 畠山智章君
４番 山崎高広君
７番 中嶋勝司君
９番 白石雅一君
１１番 西村昭二君
１３番 鳥居晋君
１７番 長門孝則君
２０番 田中尚君
２１番 竹花邦彦君

欠席議員（３名）

５番 佐藤和美君
１６番 工藤小百合君

１５番 高橋秀正君

議会事務局出席者

事務局 長 三上 巧
主 査 吉田 奈々

次 長 刈屋 巧
主 任 川村 浩之

開 会

午後 2時57分 開会

○議長（橋本久夫君）

皆さんおそろいでございますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は19名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、協議事項1件となります。

○

<協議事項>（1）宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて（2回目）

○議長（橋本久夫君）

それでは、協議事項の1、宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて、議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

○20番（田中尚君）

お疲れのところ恐縮でございます。

ただいま議題となりました協議事項1、宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについてを議会運営委員会を代表して説明を申し上げます。タブレットに配信されております資料1をご覧ください。

○議長（橋本久夫君）

着座で結構ですよ。

○20番（田中尚君）

いいですか。では着座で。

令和7年5月2日の議員全員協議会において、指摘がございました箇所を次のとおり修正いたしましたので、再度提案するものであります。

指摘事項の一つ目は、第7条第2項の政治倫理審査会の委員定数についてですが、6人以上としていたところは、はっきり明確に6人で良いという意見でございました。次の修正案の要旨のところに、6人以上とした理由がございましたが、議会運営委員会で6人でも審査に支障がないと判断しておりますので、ここは明確に6人に修正したいと思います。

次に、指摘事項の二つ目は、第10条第2項第3号から第5号に、議会運営委員会が、本会議に決議案を提出すると記載がございましたが、議会運営委員会の所掌事項に違反するという意見でございました。また、議会運営委員会が議長から諮問されて行うのであればよいという補足説明もございました。修正案の要旨のところでございますが、結論から言いますと、説明文は削除したいと思います。理由ですが、本市議会では、昨年に政治倫理条例の事例がございました。議会が講じる必要な措置について、議長は会派代表者会議に諮った後に、議員全員協議会で協議し、結果的に議論が分かれたことから、それぞれの賛同者によって、決議案が2件提出されることになりました。こうした前例からも、「議長が議会運営委員会に諮問する」や「議会運営委員会が本会議に決議案を提出する」と決めつけないで、その時々議会または議長の判断により、会派代表者会議や、議会運営委員会に諮問し、議員全員協議会で協議するなど、決議案を提出するまでの選択の幅を増やすためにも、条例に明記しないほうがよいと判断したものであります。

2ページ以降は、前回と同様の改正案の比較表になります。今回修正した箇所は、朱書きとしております。

5 ページをお開きください。

1 行目、委員会の委員定数は6人と修正しております。

6 ページをお開きください。

12行目、いずれかの措置を講じるべきかの意見のところでございますが、いずれかと、講じるべきかと「か」が重複し、公文書としておかしいとの意見がございました。ここは、他の市議会の条例を参考に、いずれの措置を講じるべきかの意見に修正しております。

同じ6 ページ、14行目からです。第1号から第5号に掲げる必要な措置の説明文を削除しております。

以上が修正案の説明になります。よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問やご意見があれば、挙手を願います。よろしいでしょうか。

なければ、ここで事務局から協議事項の追加の申出がありますので、その件について宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて、法制執務課にチェックを依頼しておりましたが、その報告があったことからあわせて協議を提案するものでございます。本来は、議会運営委員会で修正案を協議してから、議員全員協議会に報告するところでございますけれども、日程がないことから、議会運営委員会の皆様の了解を得て協議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

それでは、事務局より説明を願います。

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

タブレットに配信されております資料2をご覧くださいと思います。

議会のほうで協議されているのと同時に法制執務課のほうにご相談しておりまして、条例の中の指摘事項がございましたので、そこを修正案2ということで提案したいと思います。

指摘事項は大きく二つあります。

①第3条第1項第7号のところですけども、法律や条例で反社会的勢力が定義されておらず、政府も統一的に定義することは困難としているということでございます。そのような状況の中で、もしこの議員が反社会的勢力に加担したと調査請求があった場合に、審査会のほうで、当該議員に反論された場合に耐えられるかというような指摘がございました。それにつきましての修正案要旨のところでございますが、①のところでは反社会的勢力の言葉は使用しないで、解説のほうにありました悪質商法、詐欺グループ等の市民社会に悪影響を及ぼす活動を行う集団と具体的に明記してはどうかと考えております。反社会的勢力という言葉は、参考にしました立川市議会のほか、北上市議会、四国中央市議会なども、政治倫理条例の中で反社会的勢力という言葉は用いられているようですけれども、そのような指摘を受けて、反社会的勢力という言葉は使わないで、先ほどの説明した文に変えていきたいと思っております。説明にあるんですけども、政治倫理審査会が反社会的勢力かどうかを判断するものではないことを理解して、調査請求がされるのであれば問題ないと。補足での説明ですけども、例えばですね、怪しい集団に関与していると調査請求されても、審査会でこの怪しい集団が法を犯しているかどうかを審査、判断するものではないということを理解して、ここを運用していただければということでの説明書きを下に追加し

ております。もしそのような場合があった場合でも、調査請求があったときの適否の段階で、そこについては審査出来ないということで否として判断することになるかと思います。

すいません、説明がちょっとくどくなりました。

もう一つが指摘事項の②のところになります。第10条第2項第3号のところで、本会議のみの出席自粛でよい。常任委員会、議員全員協議会、その他議員活動全般の自粛を求めるべきか、それについても条文を読んで分かるように整理する必要があるのではないかとこの指摘がございました。修正案の要旨ですけども、②番のところ。本会議のほか、委員会並びに議員全員協議会というふうに明記して、出席の自粛を求めるのは、本会議、委員会、議員全員協議会ということにしたらどうかと考えております。さらに委員会というところの説明で宮古市委員会条例に規定されている委員会というふうに明記し、常任委員会、広報編集委員会、議会運営委員会、特別委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会というものが規定に含まれておりますので、これらの出席を自粛するというふうに説明になるようにしたいと考えております。

2ページ以降は、同じように改正案との比較表になっております。今回の修正案2につきましては、緑色で表記しております。

3ページ目をお開き願います。

5行目ですが、反社会的勢力というところを修正しております。

続きまして6ページをお開き願います。

12行目、認めるときというふうに緑色になっておりますが、もともとここが認められるときという表現になっておりましたけども、表現的にここは認めるときのほうがよろしいという指摘を受けましたので、訂正しております。

またその次の、次のいずれの措置というふうにしておりましたけども、こちらについては次の各号のいずれの措置というふうに表記したほうがいいんじゃないかということの指摘を受けて修正しております。

同じページの16行目です。

本会議及び委員会、並びに議員全員に協議会の出席自粛というふうに訂正しているところでございます。

その下の4号になりますけども、一部事務組合等としてたところをもう少し具体的に分かるように書いたほうがいいのかということで、一部事務組合（地方自治法に定める一部事務組合をいう）というような括弧書きを追加しております。

以下、条例の表現でおかしなところの指摘を受けておりましたので、緑色のとおり、修正をかけているところでございます。

また、5月16日の議会運営委員会では、法制執務課のほうに相談している旨をお知らせして、30日の最終日の発議案の提出は困難であるというふうにお知らせしていましたが、今回、このようにチェックが出来たので、間に合うかなとちょっと思ってたんですけども、ちょっとそのあとまた担当課と相談したら、またこのあと1回条例の出来上がったところを確認したいと言われてましたので、ちょっと30日の発議になるかがちょっとまだ分からないというところになっておりましたので、すいませんがはっきりはしないんですけども、ご報告したいと思います。以上、事務局からの説明になります。

○議長（橋本久夫君）

以上、今、事務局から説明が終わりました。

この件について、皆様のほうから何かご質問、ご意見があれば、挙手を願いたいと思います。

白石委員。

○9番（白石雅一君）

修正案の1ページ目のところにあります②の本会議及び委員会並びに議員全員協議会と明記するところの中で、ここに含まれていない会がありますよね。例えばモニター会議であったり議会報告会であったり、会派代表者会議であったり、そういったものに関しては、これは明記しなければ出席できるということにはなるんですよね。どうなのでしょう。

○議長（橋本久夫君）

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

書いてないものについては出席できるという解釈でこのように記入しておりましたので、そちらのほうも、自粛したほうがいい、または、今回ありましたけども、その他議員活動全般も自粛したほうがいいという意見もあるのかなと思って、そこについてもご協議して決めていただければと思っております。

○議長（橋本久夫君）

今、白石委員から質疑がありました件については、いかがでしょうか、皆様のほうから。委員会は明記しているのがこのような状況ですが、なされてないのがまだあるということですが、その件についてはいかがでしょうか。あと何がありましたっけ、モニター会議と議会報告会、会派代表者会議。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

モニター会議は、基本的に議会運営委員会が所掌してるわけでしょ。ですからここに議会運営委員会が規定されるということになれば、当然モニター会議にも、議会運営委員会に所属をしている議員は出席が出来ないと、こういう理解になるのではないかという、モニター会議に関してはね。そういうふうに理解が私はできるのではないかというふうに思いますから、特に議会モニター会議云々という、加えて、出席自粛をということにはならないのではないかというふうに、そこについて私はそう思います。

○議長（橋本久夫君）

確かにね、議会運営委員会でやってますから、その件については、特にそのとおりになると思います。

ほかの課題は何でしたっけ。ほかありましたっけか。広報は常任委員会に入ってますね。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（橋本久夫君）

白石委員。

○9番（白石雅一君）

会派代表者会議と議会報告会。議会報告会は、議会運営委員会が主催しているとなれば議会運営委員会の側から出席しないようにというふうにできるのかちょっと、あとは議員活動全般というお話もありましたけど、議員活動全般だと、本当に弁明とか云々かんぬんっていうところは、そう縛りつけれるものでもないような気はするとは思いますが、どこまで範囲を広げるかは分からない部分がありますね。議会報告会と会派代表者会議、この二つの位置づけなのかなというふうに思います。

○議長（橋本久夫君）

二つですね。

はい、佐々木議員。

○1番（佐々木真琴君）

それこそ今度、盛岡に担当課と一緒に視察に行くじゃないですか。そういう活動は。

〔何事か発言する者あり〕

○1番（佐々木真琴君）

市政調査会、なるほど。それは、いらないんですか。いっぱい出てきちゃう。

○議長（橋本久夫君）

市政調査会も含まれてきますね。そうですね。

どこまで明記するかということですね。

はい、白石議員。

○9番（白石雅一君）

この本会議、委員会、議員全員協議会っていう、この明記されてるのは議会に関わることを決めたりとか、行政運営に関わるものを決めたりとかっていうものの会議であつたり委員会のところにしてるのかなというふうには見てて思うんですね。市政調査会とか議員報告会とか、市政報告会とかそういった何か決める場ではないというものに関しては、制限かけてないのかなというふうにちょっと見てたんですが、どうなんでしょうね。

○議長（橋本久夫君）

はい、松本議員。

○19番（松本尚美君）

今、議論してる部分では、私の理解ではね、第10条の6、その他議会が必要と認める措置、これに全部含めればいいんじゃないですか。そのときの判断で。だからそのときに、今言った部分は、出席は認めないとかっていうので、この部分でやればいいんじゃないですか。シンプルに。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

問題は要するに、ここの第10条2項の各号のいずれの措置を講じる、前のときは一つですよと言ってきたわけですよ。つまり、第2項の1号、(1)から(6)、このうちの一つについて、言わば、どの措置を講ずるか、複数の措置を講ずるという考え方はなかったわけですよ。ですから今、松本議員がおっしゃってるのは、この3と5を二つ合わせてやるっていうことは、この条例の規定上はあり得ないんですよ。だからそういう意味ではちょっと私もこの各号のいずれの措置という表現が一つだけですか、それとも二つ可能なんですかっていう前の表明と、若干ね、ここの解釈がちょっと微妙だなと私はここの修正案のところを見ててそう思ったんですよ。前の各号のいずれか、だから一つだけですよということが分かったんだけど、この各号のいずれの措置といった場合に、当初予定をしていた一つだけの措置なのか、複数の措置も可能なのかどうなのかという点をはっきりしないと、今のような議論が出てくるわけです。意味分かりますか。だから、(3)と(5)あわせてね、(3)の規定の措置、あわせてその他議会が必要と認める措置にプラスをしてさっき言ったこれも自粛を求めましょうやという形になるのであればね、いいんだけど、一つだけということとをここで規定解釈をするということであれば、さっきの松本議員の指摘は、また難しくなるわけですよ。そうすると具体的に、一つの号の中に全部加えなきゃならないという、そういう解釈になるんじゃないかなというふうには私はとらえてるんでちょっとそこもね、

ここをはっきりしておかないと、今後の運用の中で議論がまた出てくるのかなあと、そういうふうになんかちょっと感じたので、ちょっと今手を挙げて発言をしたところです。

○議長（橋本久夫君）

それについて次長、改めて。

次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

それでは第10条の（6）号、その他議会が必要と認める措置のところのお話なんですが、前回の協議のときに、このいずれかのつていうのが一つを指しているということで説明しました。ただ、二つの措置を勧告することがないのかということでお話しされたときに、陳謝と出席自粛を求めるといような二つを指定する場合もあると思うんですが、その場合は6号を適用して二つを選ぶといような説明をしたかと思います。なので、いずれかという呼び方は一つを指してるんですけども、運用の中で6号を適用して二つを指すということはできるかなと思ってたということです。

すいませんもう一つ、別な件ですね、先ほど白石議員のほうからお話があったのが私の事務局としての案を出した趣旨だったので、説明いただいたなと思ってたんですが、今回は出席の自粛なので、会議の出席を求めるといのはそういう採決とかですねそういう権限があるものかなと思っておりましたので、本会議、委員会、全員協議会といような縛りにしました。それで、研修とかであればいいのかなと思ってはいたので、議員研修とかはオーケーと思ってましたといところを補足したいと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

白石議員、改めて、そういうことで理解でよろしいですか。そういうふうな理解でいっていただきたいと思います。

そのほかございますか。

落合議員。

○18番（落合久三君）

今次長が言った、第10条、いずれの措置はつていうのは、一般的にはどれか一つ、10あるうちの一つといのは、今までよく言われてきたんだが、今は、国語的には複数選ぶこともいずれつていうふうに言って構わないつていうふうになっているんだよね。そういう意味なんでしょう、この（1）文書による戒告云々。一つだけでなく二つ三つ該当する場合もあるよ。選択出来ますよ。違ふの。一つだけつていう意味なの。

○議長（橋本久夫君）

刈屋次長。

○18番（落合久三君）

いずれかといのは一つを選ぶとい説明をしておりました。どうしても措置の中で二つ選びたいときが出ると思います。先ほど言った、謝罪もだけでも自粛を求めたい。そういう二つを選ぶときは、それが6号で該当するのかなと思っております。議会が、このほかの措置として二つを求めるので、6号一つを適用して二つを指示してるというか。実際は二つ選んでるんですけど一つを選んでるという。

〔落合議員、何事か発言する〕

○議長（橋本久夫君）

落合議員、ちょっと待ってください。マイク。はい、どうぞ。

○18番（落合久三君）

いや私はここは10条の2、もう1回言いますが、審査会の委員長は、各号のいずれの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。（1）から（6）、こう書いてあって、私の理解は、例えば1と3と6が、今度の案件では該当するなっている、複数選択できるという規定だなというふうに私は勝手にそう読んだ。何でそう思ったかっていうと、こう書いてありますよ、法令では。いずれかっていうのは複数の中のどれかもしくはどれか一つを指すことに加える。これ従来の解釈。プラス、どちらもどれもといった複数を指す意味を持っている。これは、裁判で通用している解釈なんでないかなと思ったんで、この10条の、この（1）から（6）は、一つだけを選択できるという意味じゃなくて、場合によって三つ選ぶことも可能だという意味のことを書いたんだと、こう理解したならば、そうでもないような説明だったんで、ちょっとそこを確かめる意味での意見です。

○議長（橋本久夫君）

刈屋次長。

〔西村議員、何事か発言する〕

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

今、西村議員からもあったように結果は同じなんですけども、私が、いずれかという表現が一つを指すのか複数を指すのかというのでちょっと当局とご相談したときに、一つというふうに読み取れるよねというふうに受けましたので、ここについては、一つを選ぶという意味での条文になるかなと。ただ、この複数選びたいときがやはりあると思うので、そのときは、6号を一つ適用して、6号の中で、二つを指すのかなということで、複数でできるというのはそのとおりだと思います。その条文の解釈のところでいずれかをというのを私は一つしか選べないというふうに、解釈してつくっておりましたということです。運用として、最終結果は一緒だと思います。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

具体的に言いますと、こういうことが起きた、けしからんと。審査会の委員長は、1、文書による戒告、2、議場における陳謝も必要だと。この二つは選べないということですか。

〔「そのときは6を選択すればいい」と呼ぶ者あり〕

○18番（落合久三君）

いや、6の選択じゃなくて、議場で陳謝してもらってというのがちゃんとあるわけだから、そういう場面をちゃんと設けるべきだという判断すれば、1と2を選択する。それが出来ないということでしょう、今の。

〔「（1）と（2）は重さが違うんだよ」と呼ぶ者あり〕

〔「文書による戒告と議場における陳謝は、陳謝のほうが重いわけだから、文書戒告、そういうことにならないわけ」と呼ぶ者あり〕

○18番（落合久三君）

いやいや。

○議長（橋本久夫君）

すいません。すいません。

○18番（落合久三君）

意味合いは分かるけども、そのいずれかという表現の仕方が・・・

〔「いずれの」と呼ぶ者あり〕

○18番（落合久三君）

いずれのか、いずれのかでもどちらでも同じです。それ今はね、昔は、幾つか複数のうちから一つだけ選ぶのをいずれかのって言ったんですよ。今は複数以上選ぶことも合法だって、そういうふうになっているんで、こういう意見を言ってる。私はありうと思いますよ、戒告と議場で陳謝させるというのは。それが、そういうふうには出来ないっていう条文ですよという意味なのね。

〔「前だとね」と呼ぶ者あり〕

○18番（落合久三君）

うん、前は。だからそういうふうに複数選ぶのであれば（6）も、だから（6）が必要だっていうふうに言ったんだけど、いやそれは委員会への参加をさっき議論してるようなことの（6）っていうのはね。だって文書によって戒告っていうのと、それだけでいいのかと、議場でもやっぱりちゃんと陳謝させるべきだっていうふうに判断するのはあり得るんでないの。

○議長（橋本久夫君）

それを（6）で示しているってことになりますから。難しいかな、理解が。

いずれ複数も、その措置ができるようにするために、（6）でこの条文を明記しているっていうことになるんですけども。確かにややこしいといえはややこしい表現にはなってますけども、次長これ、そういう理解でよろしいですよ。1項目選んでも複数の措置が必要だっていった場合に、（6）を適用して、複数の措置を与えることができるっていう理解でよろしいですよ。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（橋本久夫君）

すいません。もう1回何か質問ありますか。落合議員。

○18番（落合久三君）

そうすると、くどいようですが（1）、こういう判断をしたいと。1、文書による戒告。（3）、本会議及び委員会、さっき議論になったね、一定期間の出席自粛、この1と3は同時に選択出来ないということですか。じゃあ何で。おかしくないか。おかしいべすか。そういうふうに判断したら選択出来るってなんでそう、根拠は何なの。

○議長（橋本久夫君）

今、次長から説明をさせます。刈屋次長、今のところもう1回説明してください。

○18番（落合久三君）

それ以外のは6でやればいいっていったって6は規定はないんでしょう。書いてある以外のどういうことが想定されるか分からないんだもん、ここは。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

説明いたします。

○議長（橋本久夫君）

すいません。お願いします

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

うまく伝わってないようなんですが、まず、落合さんの言ってる複数を選択は出来ます。できるんですけども、その条例の解釈のところで、いずれの措置という表現が、私が相談したときはこれ一つだよというふうに説明

を受けましたので、そういう解釈で組立てておりますと言っていました。複数選べると解釈すれば、そのとおり複数選べると思いますが、読んだ人によっては一つというふうに読む場合もあると思いますので、一つで読んでも複数選べるように解釈しますよということを説明しております。というのは、今、文書の戒告と、陳謝だけが二つあることはないだろうという竹花議員さんの、実際にやったときは確かにそのとおりこの重さが違うのでどちらかになると思いますけども、私が例に出してたように、陳謝も求めるけども自粛を求めるというのは出てくるのかなと思っていました。去年の事例とかに合わせていくと、陳謝もしてもらいたいし、役職辞任もしてほしいというようなお話もあったので、複数はあるかと思います。複数を選ぶ、この場合は、一つここで解釈は1個しか選べない、なので、二つ選びたいときは6号を適用するというふうに解釈すれば、複数選べますよという説明をしていました。2と3を選びたいんだけど、このいずれの措置というのは一つを指すっていうふうに読んだときに、2と3を指しますとは言えないので、6号で、6号をここは指定したと。6号の中で、複合の案を措置しますっていうのを出せばいいのかなと思ってました。2号を指定したということではなくて、6号で、中身は2号と3号の複合を出したというようなことになります。

○議長（橋本久夫君）

落合議員、よろしいでしょうか。

○18番（落合久三君）

はい、いいことにします。

だって判例でそう書いてあるんだもん。

○議長（橋本久夫君）

ほかに皆様のほうからございますか、何か確認しておきたいところ。よろしいですか。

委員会のほうからは、いいですか。ありません。よろしいですか。伊藤議員、何か。よろしいですか。ないですか。

はい。そこはないということで、はい、了解いたしました。

それでは、ほかに。

長門議員。どうぞ。

○17番（長門孝則君）

ちょっと今気がついたんですけども、附則の部分ですけども、この改正条例は、来年の5月1日から施行ということですがね。違いますか。

〔何事か発言する者あり〕

○17番（長門孝則君）

この条例はいつから施行する、いや、というのは、この条例は最後に、この条例は平成30年5月1日から施行するとなっていますんで、これは令和8年、来年の5月からっていうんであれば令和8年になりますんでね、いつから施行になるか、その辺…

〔何事か発言する者あり〕

○17番（長門孝則君）

この条例はね、公布の日から施行するとなっていますけども、公布っていうのはこの議決があってから大体多分20日以内に公布するようになってると思うんですよ。だから公布は公布でいいんですけどもね、施行がいつからなるのかなと、そこをはっきりさせておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（橋本久夫君）

刈屋次長。

〔松本議員「発議がまだ決まってない。発議したらここが決まってくる」と呼ぶ〕

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

はい、そのとおりでございます。松本議員の説明のとおりなんですが、こちらの条例は、本来5月30日の最終日に議員発議で提案したいと思っておりました。その際には、そこに、6月1日から施行するとか7月1日から施行するというふうに書いて完成したもので出す予定だったんですけど、今のところ、5月30日の最終日に提案できるかどうかちょっと分からないので、いつから施行するというのは決まってから、この条例が、皆さんに承諾を得て、あと、細かいところのですね修正等出来ましたらば、発議案が出来ました時点で、日にちを定めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

長門委員。

○17番（長門孝則君）

それは分かりましたけど、ただ、ここが平成30年になってるんで。

〔「それは改正前の」と呼ぶ者あり〕

〔何事か発言する者あり〕

○17番（長門孝則君）

だから改正前の施行日になってるんで、これは当初の月日なんです。うん。だから、平成ではないんですよ。令和にすることなんで、そこを直しておいてほしいなと。ただ、施行日がね、来年の5月からにするのかなと思ってたんですよ、私は。新しい議員から施行する、適用するのかなあと思ってたんで、定数もね、8人を6人にしたっていうのは定数が19人になるためにそうしたのかなあと思ってたんで、そうなれば、来年の5月1日から適用になるという解釈だったんで、聞きましたけど。その辺ははっきりさせておいたほうがいいんじゃないかなと。

○議長（橋本久夫君）

刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

それでは、資料の作成が分かりづらくて、大変申し訳なかったなという気持ちなんですけども、条例の全てが分かるようにですね、改正のなかったところの条文も全部入れたんですよ。1条、2条とかは改正ないので本来であれば、略にして、省略してつくるものだったんですけども、今回は全文を表示して、比較してもらおうと思って全文入れています。そのために、一番最後の附則もですね、前回の平成30年5月1日というのが残っておりますけども、これは、すいませんが全文載せたために、このような形になってます。なので、改正案を出すときは全部そこら辺は省略になっておりますので、最後に、新しい附則で、何月何日から施行するとなります。これが一つで…

〔長門議員、何事か発言する〕

〔何事か発言する者あり〕

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

これはですね、皆さんに協議してもらうために全文を載せておりましたので、すいません、見づらいと指摘さ

れれば。

○17番（長門孝則君）

全文は載せるんですよ、改正する場合も。そういう説明は違うな。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

刈屋次長のほうからも、宮古市の法制執務課の言わばその作業が遅れてると。当初は、5月30日にこれを制定するということで、当然、令和7年5月30日ということで、これは最後の条文に関しては附則の部分の表現は、そうなります。来年ではございません。来年の4月とか3月とかではなくて、今年の5月31日より施行するという案で検討してきておりますので、ただ、法制執務課の作業がちょっと遅れてますので、当初の日程からちょっと微妙だっという話を冒頭で申し上げたと、こういう経過ですので、ご理解をいただけたと思います。

○17番（長門孝則君）

分かればいいです。

○議長（橋本久夫君）

はい。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

ないようでございますので、以上で、この件は終わりたいと思います。

予定していた案件を全て終了いたしました。その他皆様のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

はい。ないようでございますので、それではこれをもちまして議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時37分 閉会

○

宮古市議会議長 橋 本 久 夫